

○津久見市空き家情報バンク制度要綱

(平成 20 年 2 月 18 日告示甲第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津久見市における空き家の有効活用を通して、都市との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築(建築する予定のものを含む。)し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)市内に存在する建物をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物を除く。
- (2) 空き家情報バンク制度 津久見市内に存する空き家(空き家となる予定のものを含む。以下「空き家」という。)の登録及び利用希望者に関する登録を通して、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して情報提供を行う制度をいう。
- (3) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 申込者 津久見市空き家情報バンク制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者等をいう。
- (5) 空き家登録者 第 4 条第 3 項の規定による登録の通知を受けた者をいう。
- (6) 利用希望者 津久見市への定住等を目的として空き家情報バンク制度による空き家情報の利用を希望する者をいう。
- (7) 利用登録者 第 7 条第 3 項の規定による登録の通知を受けた者をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家情報バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第 4 条 申込者は、津久見市空き家情報バンク登録申込書(第 1 号様式)及び津久見市空き家バンク登録カード(第 2 号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家情報バンク空き家登録台帳(以下「空き家台帳」という。)に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を津久見市空き家情報バンク登録完了書(第 3 号様式)により当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第 2 項の規定による登録をしていない空き家で、津久見市空き家情報バンク制度によることが適当と認めるときは、当該空き家の所有者等に対して同制度への登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 空き家登録者は、前条第1項の規定により提出した津久見市空き家バンク登録カード(第2号様式)の記載事項に変更があったときは、遅滞なく津久見市空き家情報バンク登録変更届出書(第4号様式)に変更後の津久見市空き家バンク登録カード(第2号様式)を添えて市長に届け出なければならない。

(空き家台帳の登録の抹消)

第6条 空き家登録者は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき又は空き家台帳の登録抹消したいときは、津久見市空き家情報バンク登録抹消届出書(第5号様式)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の登録を抹消するものとする。

- (1) 前項による届出があったとき。
- (2) 登録の内容に虚偽があったとき。
- (3) 登録から2年を経過したとき。ただし、経過後改めて登録申込みを行った場合はこのかぎりでない。
- (4) その他登録することが適当でないと市長が認めたとき。

3 市長は、前項の規定により抹消したときは、津久見市空き家情報バンク登録抹消通知書(第6号様式)により当該登録者に通知するものとする。

(利用希望者の登録の申込み等)

第7条 利用希望者は、津久見市空き家情報バンク利用登録申込書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家情報バンク利用希望者登録台帳(以下「利用希望者台帳」という。)に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、津久見市空き家情報バンク利用登録完了書(第8号様式)により当該利用希望者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 利用登録者は、前条第1項の規定により提出した津久見市空き家情報バンク利用希望者登録申込書(第7号様式)の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその内容を津久見市空き家情報バンク利用登録変更届出書(第9号様式)により市長に届け出なければならない。

(利用希望者台帳の登録の抹消)

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を津久見市空き家情報バンク利用登録抹消通知書(第10号様式)により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家の利用の目的等が趣旨に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。

- (4) 登録抹消の申し出があったとき。
- (5) その他市長が利用希望者台帳への登録が適当でないとき。

(空き家情報バンク利用の申請要件)

第10条 空き家情報バンクを利用しようとする利用希望者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(利用申込及び情報提供)

第11条 空き家情報バンク制度による空き家の利用を希望する利用登録者は、津久見市空き家情報バンク空き家利用申込書(第11号様式)及び誓約書(第12号様式)に必要な事項を記入し、申し込むものとする。

2 市長は、必要に応じて、空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家台帳及び利用希望者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第12条 空き家登録者及び利用登録者が行う空き家の利用に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、市長は、直接これに関与しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。